

# | COP 21と人類の未来

# 第3回 人類の未来を決める 2015年合意

早川 光俊(CASA専務理事)

11月30日から、パリで気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)が開催されます。このCOP21で、 すべての国が参加する2020年以降の新たな法的枠組みに合意することになっています。この合意は2015年 合意と呼ばれています。

IPCC第5次評価報告書 (AR5) は、世界の平均気温の上昇が工業化 (1850年頃) 以前から 2 ℃を超えると、 様々なリスクが上昇し、4℃を超えると適応の限界を超える恐れがあると警告しています。そして、平均気 温の上昇を2℃未満に抑制するためには、2030~50年に大幅な削減が必要で、現行水準以上の削減努力が 2030年まで実施されなければ、長期的に低排出水準へ移行する困難さは大幅に増し、2℃未満に抑えるため の選択肢の幅を狭めるとしています。COP21では、2030年までの削減目標や対策を軸に交渉が進むと想定さ れており、「2015年合意」が人類の未来にとって決定的に重要になっています。

### 2015年合意の内容

COP21で合意が目指されている 「2015年合意」は、これまでの交 渉で、緩和(温室効果ガスの排出削 減)、適応、資金、技術開発と移転、 能力構築(キャパシティ・ビルディ ング)、行動と支援の透明性といっ た要素をバランスよく扱うべきであ ること、異なる国別事情に照らし「共 通だが差異ある責任と個別の能力 (CBDRRC) \*1」という原則を反映

した野心的な合意であることが確認 されており、2020年以降の新たな国 際枠組みである「パリ合意 | と「COP 決定」の2本立てになることはほぼ 合意されています。「パリ合意」には 新しい枠組みの核(コア)になる内容 を、「COP決定」にはそれを補足・

補佐する内容を書き、これらをパッ ケージとして合意することが想定さ れています。

表 1 は、2015年 7 月 24日 に ADP\*2の共同議長が提示した「パ リ合意」の構成案です。表2は同じ くADPの共同議長が提示した「COP

表2 ADP共同議長が提示した「COP決定」の構成案

	前文 WS1及びWS2					
	I	「パリ合意」の採択				
	П	国別貢献案 (INDCs)				
	Ш	决定要素				
\$		D 緩和 (排出削減)				
		E 適応、損失と損害 (ロス&ダメージ)				
		F 資金				
		G 技術開発と移転				
		H 能力構築(キャパシティ・ビルディング)				
		I 行動と支援の透明性				
_		J 約束、貢献、および実施と野心に関するその				
		他事項に関わる時間的枠組みおよび過程				
		K 実施の促進および遵守				
	IV	2020年までの野心 (WS2) に関する要素				
-	V	合意が発効するまでの作業計画*				
	VI	組織的アレンジメント				
4	VII	運営および予算				
- 1						

」出所:CASA作成

\* Vには、ⅢのD~Kが記載されています。

## 表1 ADP 共同議長が提示した「パリ合意」の構成案

- A | 前文 B定義 |総則/目的 D 緩和 (排出削減) E | 適応、損失と損害 (ロス&ダメージ) F 資金 G | 技術開発と移転 H | 能力構築 (キャパシティ・ビルディング) |行動と支援の透明性 Ι 約束、貢献、および実施と野心に関するその他事 項に関わる時間的枠組みおよび過程 K 実施の促進および遵守 L |手続きおよび制度的規定
- \* 1 CBDRRC: common but differentiated responsibilities and respective capabilities
- \*2 行動強化のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会。2011年、南アフリカ・ダーバンで開催された COP17で設置された作業部会で、2020年以降のすべての国が参加する新たな法的枠組みを交渉する場。

出所: CASA作成

決定」の構成案です。

表1の「パリ合意」の構成案と表 2の「COP決定」の構成案とで異な るのは、「WS2 (ワークストリーム 2)」に関する事項が「COP決定」 に入っていますが、「パリ合意」に は入っていないことです。「WS2」 は、2020年までの排出削減レベルの 引き上げに関する交渉なので、2020 年以降の新たな法的枠組みについて の合意である「パリ合意」の項目に はなりません。この「パリ合意」と 「COP決定」の構成案は、あくまで 共同議長の提案であり、「パリ合意」 と「COP決定」がこのような構成に なるかどうかは未定で、今後の交渉 に委ねられています。表1の「パリ 合意」の構成案のD~Kと、表2の

「COP決定」の「決定要素」のD~ Kとは同じですが、このうちどの要素が「パリ合意」に入り、どの要素が「COP決定」に入るのかは決まっていません。同じ要素が「パリ合意」と「COP決定」の両方に入ることもあります。

表1と表2に共通の「D緩和」、「E 適応、損失と損害」、「F資金」、「G 技術開発と移転」、「H能力構築(キャパシティ・ビルディング)」の要素は、2007年のCOP13のバリ行動計画以来、主要な交渉テーマとして交渉が重ねられてきており、2020年以降の枠組みにおいても、こうしたテーマについて合意が必要なことは共通の認識です。

なかでも今回の COP21の最大の

焦点は、「D緩和」で、とりわけ各 国の2020年以降の削減・抑制目標 (INDC\*3)です。

### カンクン合意と2℃目標

2010年にメキシコのカンクンで開催された COP16では、COP15で留意にとどまったコペンハーゲン合意に記載された 2℃目標を COPでの正式な決定として確認し、京都議定書に参加していないアメリカ、さらに京都議定書では削減目標を負っていない途上国も含めてすべての国が自主的に削減・抑制目標を設定し、その履行を政治的に約束することになりました。このカンクン合意により、各締約国が 2020年目標を提出しています(表3)。しかし、現在提出され

	排出量のシェア (2010年)	削減目標*1	基準年	備考
中国	24.0%	<b>▲</b> 40 ~ 45 %	2005年	GDP当たり
アメリカ	17.7%	<b>▲</b> 17 %	2005年	
EU	9.8%	▲ 20% / ▲ 30%	1990年	
EU	旧15ヵ国	27ヵ国	19904	
ロシア	5.2%	<b>▲</b> 15 ~ 25 %	1990年	
インド	5.4%	<b>▲</b> 20 ~ 25 %	2005年	GDP当たり
日本	3.8%	▲ 3.8%	2005年	1990年比では+3.1%
韓国	1.9%	▲ 30 %	B a U*2比	
カナダ	1.8%	<b>▲</b> 17 %	2005年	
オーストラリア	1.3%	<b>▲</b> 5 ~ 15% /25%	2000年	
ブラジル	1.3%	▲ 36.1 ~ 38.9 %	BaU比	
南アフリカ	1.1%	▲ 34%	BaU比	

表3 カンクン合意の下での主要国の目標(2020年)

出所:排出量のシェア (2010年) は IEA「CO<sub>2</sub> EMISSIONS FROM FUEL COMBUSTION HIGHLIGHTS」2012 EDITIONより CASA作成、各国の目標は UNFCCC ウェブサイトより。

<sup>\*1</sup> 前提条件により幅のある目標を提出している国がある。

<sup>\*2</sup> BaU (Business as Usual) とは、「現在までに導入されている対策の効果を想定し、追加的な対策が講じられず現状の対策レベルで推移する」と仮定した場合の将来予測を指す。「現状推移ケース」という場合もある。

<sup>\*3</sup> INDC: intended nationally determined contributions。2020年以降の枠組みの下で実施される削減・抑制目標を指します。緩和だけでなく適応を INDCに含める国もあります。日本語では「国別目標案」、「約束草案」などと訳される場合もあります。

ている目標は、平均気温の上 昇を2℃未満に抑制するには 極めて不十分です。

AR 5 によれば、2 ℃未満に

抑制する可能性が少なくとも

半分程度(33~66%)となる 水準は、2100年の温室効果ガ  $\mathbf{H}$ ス (GHG) 濃度は約 450ppm か約500ppmで、そのために Ü は 2030年における年間 GHG I 排出量はおよそ30~50Gt\*4 (300~500億t)としていま す。図1は、AR5の第3作業 部会報告(WG3) に掲載され ているもので、2030年までの GHG排出シナリオ経路を示し たものです。下の色の濃い部 分が2030年のGHG排出量が 50Gt未満のシナリオ経路で、 真ん中の少し濃い部分が50~ 55Gt、上の薄い部分が 2030年 に55Gtを超えるシナリオ経路 です。図1の真ん中に描かれた 太い縦線は、カンクン合意に基 づく2020年の削減目標の範囲です。 つまりカンクン合意に基づく 2020年 の削減目標はもっとも削減できた場 合でも 50Gtを超えており、 2 ℃未 満に至る排出経路からは外れていま す。AR5は、このままいくとカン

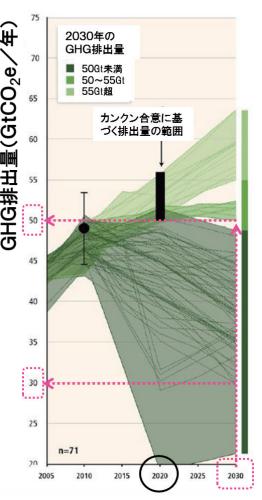


図1 2030年までの GHG排出経路

出所:IPCC第5次評価報告書第3作業部会報告、政策決定者向け要約よりCASA作成

クン合意の排出量は、3℃未満に抑える可能性が高い(66%以上の確率) シナリオ経路におおむね一致すると しています。

AR 5 は、2020年までの努力に加えて 2020年以降にさらなる大幅な削減ができた場合には、2  $\mathbb{C}$  未満目標

達成の可能性も残されているとしていますが、緩和の努力が 2030年まで遅れて、2030年に 55Gtを超える排出になった場合には、削減に向けた選択肢が減り、2  $\mathbb{C}$  未満の達成は難しくなるとしています。

つまり2℃未満を達成するためには、世界の年間GHG排出量を2030年に50Gt未満にしなければならず、そのために「2015年合意」が決定的に重要なのです。

#### 提出されている INDC

現在の排出削減目標は、①カンク ン合意の下で自主的に提出されてい る削減・抑制目標と、②京都議定書 の下で掲げられている削減目標の2 本立てになっています。②について は、京都議定書に参加している締約 国とアメリカやカナダのように京都 議定書に参加していない締約国の大 きく二つに分かれており、京都議定 書に参加している締約国も、第2約 東期間 (2013 ~ 20年) の削減目標を 持っている締約国(先進国)と削減 目標の無い途上国、第2約束期間の 削減目標を拒否した日本、ロシア、 ニュージーランドなどに分かれてい ます(表4)。

COP17で、2020年以降の新たな

表4 京都議定書の現状

京都議定書	締約国			非締約国			
第2約束期間	参加国	非参加国	_				
(2013~20年)							
削減目標	あり	なし	なし	J			
締約国	EU27、クロアチア、アイスランド、オーストラリア、	途上国	日本、ロシア、	アメリカ、			
	ノルウェー、スイス、モナコ、リヒテンシュタイン、		ニュージーランド	カナダ			
	ベラルーシ、カザフスタン、ウクライナ						

出所:CASA作成

<sup>\*4</sup> 本稿で記述している Gt (ギガトン) の数値は、すべて二酸化炭素換算 (CO2e) の数値。

法的枠組みには、京都議定書に参加 していないアメリカ、すでに議定書 離脱の可能性を報じられていたカナ ダも含め、すべての締約国が参加す ることが合意されました。COP19で は、すべての締約国は各国が定める 2020年以降の INDCを提出するよう 要請されています。また、COP20で、 INDCは「現状の取り組みをこえる もので、継続して前進するもの」と することが合意されました。いわゆ る「後退禁止 (no backsliding)」 と言われるもので、新しい枠組みの 下で各国の目標や行動が実効性を もつことを担保しようとするもので す。たとえば、日本の2020年目標 のように、鳩山内閣が2009年9月 に、1990年比で25%削減の2020年 目標を国際的に公約したにもかかわ らず、2013年11月には1990年比で 3.1%増加する2020年目標に変更し たような「後退」は許さないという ことです。

世界の主要な研究者のグループである、「Climate Action Tracker (CAT)」によれば、9月1日現在、EU加盟国を含め56ヵ国分、29のINDCが提出済みで、これらは2010年時点の世界全体の排出量の約65%をカバーし、総人口の43%をカバーするものになっています。CATは2010年時点の世界の排出量の64.5%、総人口の41%をカバーする16のINDCを分析した結果、現在提示されているINDCは2℃目標と大きく乖離しており、2025年までに12~15Gt、2030年までに17~21Gtの排出削減量の上積みが必要と

推計しています。とくに、ロシア、 カナダ、ニュージーランド、日本な どの INDCは「不十分」と評価され ています。

なお、「2015年合意」において、 目標案がどのような位置づけになる のか(どの文書に位置づけられるの か、また法的拘束力を持つのかなど) は、現時点では決まっていません。

#### **EUØ INDC**

EUは、気候変動枠組条約の交渉段 階から、先進国こそが率先して GHG を減らすべきだという「先進国責任 論」に立ち、世界をリードする温暖 化対策を計画、実施してきました。

COP 3 前年の 1996年には「地球の平均気温の上昇を工業化以前から2℃未満とする」ことを政策目標として確認しています。1997年のCOP 3 に向けては、EUは15ヵ国で2010年までに1990年比で15%の削減目標を掲げて、交渉をリードしました。京都議定書の第1約束期間では、EUの削減目標は8%となりましたが、EU27ヵ国におけるGHGは1990年比で18%削減し、議定書の8%削減義務を負っているEU15ヵ国も目標を達成できています。

また、2003年にはEU域内でのキャップ&トレードの排出量取引制度の導入を決め、2005年から世界で最初にこの制度を実施しました。再生可能エネルギーの導入についても、2008年には2020年までに1次エネルギーの20%を再生可能エネルギーで供給することを目標とする指令を出しています。

このように、EUは、常に温暖化問題における国際交渉のリーダーシップをとってきました。この背景には、環境に寄せる民意が大きいこと、また軍事力を持っていないため、環境の分野で世界のリーダーシップをとりたいというEUの政治的思惑があるともいわれています。

2015年 3 月 6 日、2030年までに GHG排出量を域内で、少なくとも 1990年比で 40%削減するとする INDCを条約事務局に提出しました。この目標には海外クレジットを含まないとされ、「拘束力ある目標」とされています。

#### アメリカの INDC

アメリカは、GHG排出量は世界第 2位、過去からの累積排出量では世 界第1位です。

2001~09年まで続いた共和党の ブッシュ政権は、京都議定書交渉から離脱するなど、地球温暖化問題に は極めて消極的でした。2009年に就 任した民主党のオバマ大統領は、発 電事業者に再生可能エネルギーの利 用を義務づけ、建築物や自動車の省 エネ基準、排出権取引制度などを含 む野心的な地球温暖化対策法案を議 会に提出し、2009年6月にはクリー ンエネルギー・安全保障法案が下院 を通過しました。

しかし、2010年11月の中間選挙 で民主党が議席を減らしたこともあ り、オバマ政権は包括的な地球温暖 化対策法を諦め、既存の大気浄化 法\*5での規制に方向転換し、2014年 6月には2030年までに火力発電所 からの二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出量を 30%削減すると発表しました。その 具体的な内容は、国内の石炭火力発 電所への規制です。また、海外への 石炭火力発電所の輸出も規制してお り、これらの規制により新しい石炭 火力発電所の建設や輸出も極めて困 難になったと言われます。

2015年 3 月 31日、オバマ政権は、2025年までに2005年比で26~28%削減するというINDCを条約事務局に提出しました。この目標には海外クレジットを含まないとされ、28%削減を達成できるように最大限努力するとされています。この目標は1990年比では14~17%の削減になります。

#### 中国のINDC

中国は、2007年にアメリカを抜いて世界最大のGHG排出国になり、過去からの累積排出量でも世界第2位の排出国です。国際的な交渉力も大きく、条約・議定書交渉では極めて重要な国です。

これまでの中国の条約・議定書交 渉でのスタンスは、先進国の歴史的 責任を主張し、先進国にGHGの削減 を求めるとともに、途上国への資金・ 技術援助を求めるものでした。また、 先進国が地球温暖化対策の名目で、 他国(中国など)の主権の侵害や内政 への干渉や圧力を加えることへの警 戒心が強く、国家主権・内政への不 干渉を強く主張しています。そのた め、中国は地球温暖化対策に消極的 な国だと認識されることが多かった ように思います。その典型的な出来 事は、COP15で、コペンハーゲン合 意の内容を弱めたのは中国だったと 報道されたことです。

しかし、世界最大の排出国となっ たこともあり、途上国の中からも中 国に対策の強化を求める意見も出始 め、中国も変わってきています。 2007年には地球温暖化対策の具体的 な目標、基本原則、重点分野や政策 措置が含まれる「気候変動国家方式」 が採択され、2008年には改正省エネ ルギー法が施行されています。2009 年8月には、地球温暖化問題への対 処を持続可能な発展の長期的な任務 とし、低炭素経済の発展が明記され た全人代決議が採択されています。 実際、風力発電の設備容量は世界一 で、太陽光発電も急速に増やしてい ます。

中国政府は、2015年6月30日、 INDCを条約事務局に提出しました。 その内容は、CO2排出量を2030年までにピークアウト\*6し、そのために国内総生産(GDP)当たりの排出量を2005年比で60~65%削減するとしています。GDP当たりの原単位目標で、総量削減目標ではありませんが、中国が2030年までに排出量を増加から削減に転じることを明言したことはCOP21に向けた明るい話題です。

#### 日本の INDC

日本政府も、7月17日、「2030年度に2013年度比26.0%削減(2005年度比25.4%削減)」とするINDCを提出しました。この目標は、「国際的にも遜色のない野心的な水準」だとされています。表5は、その根拠として日本政府が示したもので、政府の説明によれば、2013年比では、日本の削減目標はアメリカやEUなどより、数字が大きいというのです。しかし、1990年比で比較すると、日

表5 日本、アメリカ、EUの INDC

主要国の約束草案の比較							
	1990年比	2005年比	2013年比				
日本(審議会要綱案)	▲18.0%	▲25.4%	▲26.0%				
	(2030年)	(2030年)	(2030年)				
米国	▲14~16%	<u>▲26~28%</u>	▲18~21%				
	(2025年)	(2025年)	(2025年)				
EU	<u>▲40%</u>	▲35%	▲24%				
	(2030年)	(2030年)	(2030年)				

◆ 米国は2005年比の数字を、EUは1990年比の数字を削減目標として提出

出所:平成27年4月30日付、審議会の「約束草案関連資料」より

- \*5 1963年に制定された大気汚染防止のための法律。2007年4月に米国最高裁がGHGも大気浄化法の対象との判決を下し、GHGをこの法律で規制することが可能になりました。
- \*6 排出量のピーク(最大の排出量)から減少に転じさせること。

本の目標は18%削減に過ぎず、EUの40%削減に比べると、大きく見劣りしています。アメリカと比較しても、アメリカの目標年は2025年で、日本は2030年ですから、見劣りしていることは明らかで、先進国のなかでも最低レベルです。

日本のINDCの削減数値が2013 年比で大きく見えるのは、日本が1990年以降、GHGの削減に失敗してきたのに対し、EUは削減に成功し、アメリカも削減に向かっていることにあります。

この日本の INDCが先進国のなかでも最低レベルにあるのは、日本の INDCの根拠となっている「長期エネルギー需給見通し」が、再生可能エネルギーの導入に消極的で、温暖化対策に逆行する石炭火力を 2030年に現在よりその割合を増やす\*7としているからです。

日本は世界5番目、過去からの累 積排出量でも6番目の排出国である にもかかわらず、2020年以降の削減 目標でも大きく立ち後れ、温暖化対 策にもっとも消極的な国と評価され てもしかたがない状況です。

#### COP21の見通し

昨年のCOP20以後、今年になって3回のADPが開催され交渉が進められていますが、まだ交渉テキスト\*8は85頁もあります。

ADPの共同議長が提案している「パリ合意」と「COP決定」の構成 案は表1及び表2のとおりですが、 合意しなければならないことは、ここに記載されているものだけではなく、①採択されるパリ合意の法的拘束性、②削減目標の法的拘束性、③締約国のINDCの差異化の方法と態様、④目標の水準の設定とその報告・検証制度、⑤目標年、目標期間、共通の削減量の計算方法など、多岐にわたります。

また、今回のCOP21で2℃未満目標を実現する削減目標に合意することは困難と思われ、今後2℃未満目標に向けて目標水準を上げていく仕組み、プロセスに合意する必要があります。さらに、削減のためには、政府だけでなく地方自治体、事業者、市民などの様々なステークホルダー(利害関係者)の取り組み、行動が必要で、こうした様々なステークホルダーに対する向かうべき方向性とビジョンの明確化も必要です。

今回の COP21で 2020年以降の 新たな枠組みについてすべての合意 をすることが難しいのであれば、 COP21で積み残した課題についての 2015年以降の交渉事項、交渉計画に も合意する必要があります。

#### 高まる合意への機運

「2015年合意」に向けて、世界の 機運は高まってきています。

今年 6 月にドイツで開催されたG 7エルマウ・サミット首脳宣言では、COP21で合意を採択するとの強い決意を確認し、AR 5 が 2  $\mathbb{C}$  未満に必要とする 2050年までに 2010年比で

40~70%削減のなかの上方の70% 削減目標を全締約国と共有すること を支持するとしています。

アメリカのオバマ大統領は、今年8月31日にアラスカのアンカレッジで行った演説で、「まだ可能な時に、一つしかない地球を守る合意をまとめなればならない。」と、COP21での合意に向けた強い意志を示しました。

今年9月14日には、オーストラリアの与党・自由党の党首選挙で、地球温暖化問題に消極的だったアボット党首から、地球温暖化問題に積極的と言われるマルコム・ターンブル氏に党首が変わり、マルコム・ターンブル氏がオーストラリア首相に就任しました。

9月23日には、ローマ・カトリック教会のフランシスコ法王がホワイトハウスを訪れ、歓迎式典で、オバマ大統領の地球温暖化問題への取り組みに言及し、「率先した取り組みを心強く思う。(地球温暖化問題は)将来の世代に残してはならない問題だ」と語ったと報道されています。

こうしたなかで、日本の低い目標が COP21での交渉を妨害しかねません。COP21までに日本政府がより野心的な削減目標を掲げるよう働きかけること、また COP21で日本政府が合意を妨げないようにすることが、私たち日本の市民の、日本と世界の将来世代に対する責務になっています。

<sup>\*7</sup> 石炭火力の割合を、福島原発事故前の10年間の平均である24%から、2030年に26%に増加させる計画。

<sup>\*8</sup> Streamlined and consolidated text, Version of 11 June 2015 @ 16:30, http://unfccc.int/files/bodies/awg/application/pdf/adp2-9\_i3\_11jun2015t1630\_np.pdf